

商 サ 第 1 4 8 号
平成 2 8 年 5 月 3 0 日

有限会社松村企画
代表取締役 松村 嘉明 様

埼玉県知事 上田 清司

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見について（通知）
このことについて、下記のとおり通知します。

記

1 対象の届出

- (1) 届出者 有限会社松村企画
代表取締役 松村 嘉明
- (2) 届出日 平成 2 7 年 1 2 月 4 日
- (3) 届出内容 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出（新設）
- (4) 名称 (仮称) 松村ビル
- (5) 店舗所在地 川越市小室字亀甲 5 4 番 1 外 3 9 筆

2 意見の有無及び内容

意見なし

3 附帯意見

- (1) 隔地駐車場については、店舗敷地とは農地を隔てて離れていることから適切な管理運営を遺漏なく行うとともに、隔地駐車場と店舗を徒歩にて行き来する来退店客の安全に配慮すること。また、農地での事故防止にも配慮すること。
- (2) 無信号交差点 NO.5、NO.6 については、隣接事業者、地元自治体、所轄警察、道路管理者、地域住民等と連携しながら、渋滞解消に向けた取り組みを継続すること。
- (3) 無信号交差点 NO.5、NO.6 の渋滞回避を図った来退店車両が、生活道路又は農道へ流入しないよう注視の上、周辺環境へ影響がないよう努めること